

独立行政法人自動車技術総合機構の役職員の報酬・給与等について(令和7年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行うほか、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国が行う自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等を行っている。

その業務内容が国の検査・登録業務と密接に関連していること及び業務内容の公共性の高さに鑑み、役員報酬水準について独立行政法人通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務実績を考慮し、役員の職責に応じて国の指定職の俸給水準を参考とした。

・事務次官年間報酬額 …25,239,000円

・本府省局長年間報酬額…19,386,000円

※人事院「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」における令和7年度勧告後の給与額

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当について、基礎額に、その者の勤務実績に応じて理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額、期末手当及び勤勉手当から構成されている。月額については、独立行政法人自動車技術総合機構役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)に則り、理事長の本俸(1,153,000円)に地域手当(230,600円)及び通勤手当を加算して算出している。期末手当についても、役員給与規程に則り、役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の66.25を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、令和7年度は、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことを踏まえ、以下の改正を行った。

- ・俸給月額の引上げ(31,000円/月)
- ・期末手当支給割合の引上げ(年間0.025月分の引上げ)
- ・勤勉手当支給割合の引上げ(年間0.025月分の引上げ)
- ・本部業務調整手当の新設(51,800円/月)

理事

役員報酬支給基準及び算出方法は法人の長に記載したものと同一。代表理事の本俸は1,078,000円、理事の本俸は794,000円から1,006,000円の範囲内で理事長が決定する額、地域手当の額は158,800円から201,200円としている。

なお、令和7年度は、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことを踏まえ、以下の改正を行った。

- ・俸給月額の引上げ(22,000円～29,000円/月)
- ・期末手当支給割合の引上げ(年間0.025月分の引上げ)
- ・勤勉手当支給割合の引上げ(年間0.025月分の引上げ)
- ・本部業務調整手当の新設(51,800円/月)(本部在勤の理事のみ)

理事(非常勤)

該当者なし

監事

役員報酬支給基準及び算出方法は法人の長に記載したものと同一。
監事の本俸は736,000円、地域手当の額は147,200円としている。
なお、令和7年度は、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことを踏まえ、以下の改正を行った。

- ・俸給月額の上昇(20,000円/月)
- ・期末手当支給割合の上昇(年間0.025月分の上昇)
- ・勤勉手当支給割合の上昇(年間0.025月分の上昇)
- ・本部業務調整手当の新設(51,800円/月)

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は役員給与規程に則り、非常勤役員手当の月額(250,600円)のみとしている。
なお、令和7年度は、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことを踏まえ、以下の改正を行った。

- ・非常勤役員手当の上昇(6,800円/月)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 24,137	千円 13,836	千円 6,820	千円 2,767 (地域手当) 93 (通勤手当) 622 (本部業務調整手当)		R8.3.31	
A理事	千円 21,753	千円 12,936	千円 6,195	千円 2,070 (地域手当) 552 (単身赴任手当)			
B理事	千円 21,210	千円 12,072	千円 5,950	千円 2,414 (地域手当) 152 (通勤手当) 622 (本部業務調整手当)			
C理事	千円 16,756	千円 10,224	千円 4,896	千円 1,636 (地域手当)		R8.3.31	※
D理事	千円 17,868	千円 10,050	千円 4,870	千円 2,010 (地域手当) 316 (通勤手当) 622 (本部業務調整手当)			◇
E理事	千円 17,668	千円 10,050	千円 4,870	千円 2,010 (地域手当) 116 (通勤手当) 622 (本部業務調整手当)			◇
A監事	千円 15,957	千円 8,832	千円 4,353	千円 1,766 (地域手当) 383 (通勤手当) 622 (本部業務調整手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 3,007	千円 3,007	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

理事長は、法人の代表として、その業務を総理し、法人経営に関する最終的な責任と権限を有するものであるが、当法人は、そのリーダーシップの下、中期目標達成に向け、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行っている。
その報酬水準については、国家公務員の指定職俸給表に準拠して定めており妥当である。

理事

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を分担し、その所管事項に関して職員を指揮監督している。
理事の報酬については、理事長の報酬額と比較衡量したうえで決定されており、その報酬水準は妥当である。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

監事は、当法人の業務運営の適正及び効率性並びに会計経理の適正の確保のため、監査を行っている。
監事の報酬については、理事長の報酬額と比較衡量したうえで決定されており、その報酬水準は妥当である。

監事(非常勤)

監事は、当法人の業務運営の適正及び効率性並びに会計経理の適正の確保のため、監査を行っている。
監事の報酬については、理事長の報酬額と比較衡量したうえで決定されており、その報酬水準は妥当である。

【主務大臣の検証結果】

当該法人は、自動車が道路運送車両法第46条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車の輸送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的としている。
その業務内容に鑑みれば、I-1-①に示された役員報酬水準の考え方は国家公務員の給与及び民間企業の報酬基準を踏まえて定められており、妥当である。また、I-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は妥当である。

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	7,238	5	0	R8.3.31	1(仮)	
理事A	4,278	4	0	R8.3.31	1(仮)	※
理事B	5,472	4	0	R6.6.30	1.2	
監事A	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注:法人の長及び理事Aの支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(1.0)」により算出している。

注:理事Bについては、既に仮の業績勘案率により算出した支給額(令和6年度に4,510千円)を当該役員に対して仮支給していたが、当該役員の在職した期間の業績勘案率が決定したことにより確定した退職手当の総額である。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	理事長は法人の長として法人の業務を掌理するものであるが、当法人は、中期目標達成に向け、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行っている。理事の退職手当については、国家公務員退職手当法の規定に準拠して定めるとともに、業務実績に対する評価及び在籍期間により決定していることから妥当である。(仮)
理事A	理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理するものであるが、当法人は、中期目標達成に向け、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行っている。理事の退職手当については、国家公務員退職手当法の規定に準拠して定めるとともに、業務実績に対する評価及び在籍期間により決定していることから妥当である。(仮)
理事B	理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理するものであるが、当法人は、中期目標達成に向け、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行っている。理事の退職手当については、国家公務員退職手当法の規定に準拠して定めるとともに、業務実績に対する評価及び在籍期間により決定していることから妥当である。
監事A	該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間に応じた割合を乗じて得た額としており、今後も引き続き実施していく。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行うほか、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国が行う自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等を行っている。その業務内容が国の検査・登録業務と密接に関連していること及び業務内容の公共性の高さに鑑み、職員給与水準について独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、当法人の業務実績を考慮し、国家公務員の給与水準を参考とした。

・国家公務員・・・令和7年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額
は429,494円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、令和元年10月より国家公務員の人事評価制度に準拠した評価制度を導入し、勤勉手当の支給に反映することとしている。また、研究職員については、前年度の業務実績評価結果に基づき、実績手当を支給している。

③ 給与制度の内容

独立行政法人自動車技術総合機構職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(扶養手当、地域手当、広域異動手当、管理職手当、本部業務調整手当、研究業務調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、単身赴任手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、研究実績手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(俸給+扶養手当+地域手当+広域異動手当)に管理加算額及び職務加算額を加算し、100分の125を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+地域手当+広域異動手当)に管理加算額及び職務加算額を加算し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じ、別に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額としている。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

令和7年度は、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことを踏まえ、以下の改正を行い、同年4月1日(期末及び勤勉手当は同年12月1日)から実施した。

- ・俸給月額の引上げ(15,014円/月)
- ・期末手当支給割合の引上げ(年間0.025月分の引上げ)
- ・勤勉手当支給割合の引上げ(年間0.025月分の引上げ)
- ・扶養手当の配偶者に係る手当を引き下げ、子に係る手当を引き上げ
- ・通勤手当の手当額を月上限15万円に引き上げ/新幹線等の特別料金の支給要件を拡大/自動車等使用者の手当を引き上げ
- ・地域手当の級地区分を7級地から5級地に再編し、支給割合を設定(俸給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額の20、16、15、12、10、6、3%に相当する額→20、16、12、8、4%に相当する額。ただし、令和7年度中は経過措置として、引下げは最大1ポイントまで、引上げは0ポイントから4ポイントまで。)

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

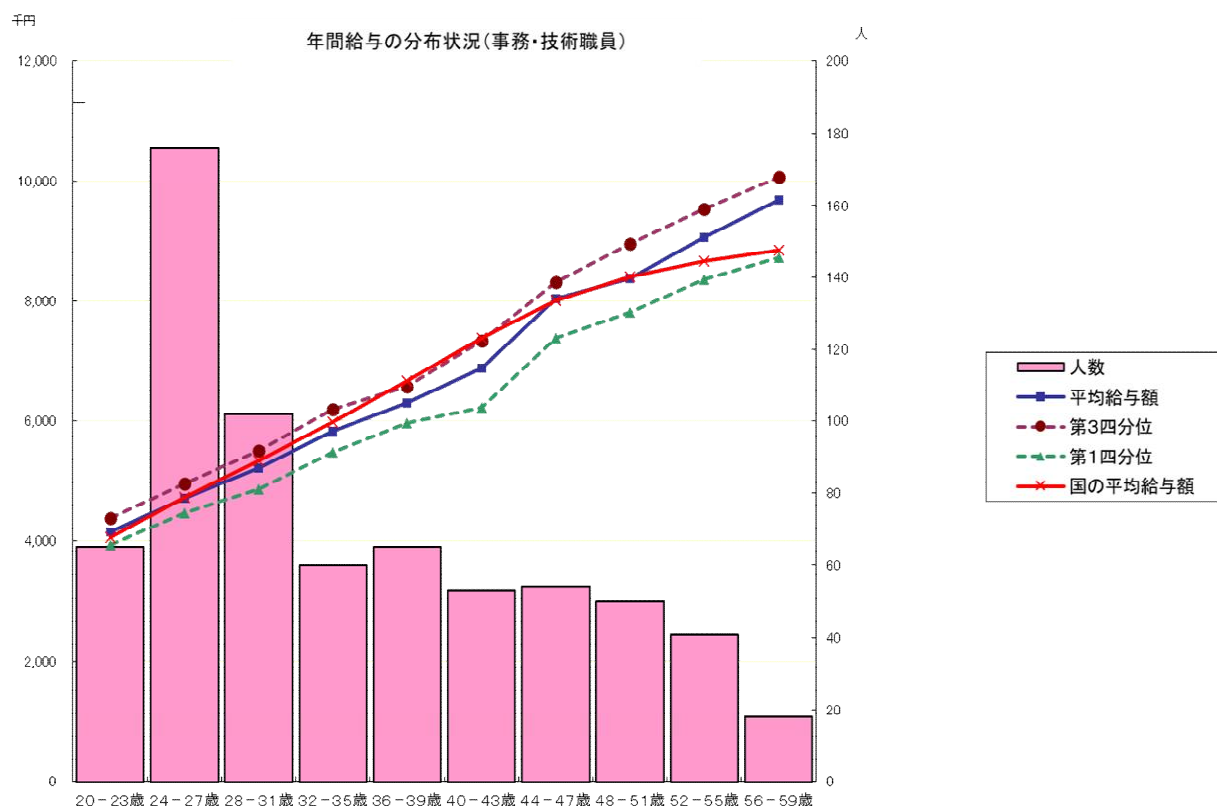
全常勤職員(令和8年4月1日時点): 1, 068人
注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を含む全ての常勤職員の総数
うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員): 715人

② 職種別支給状況

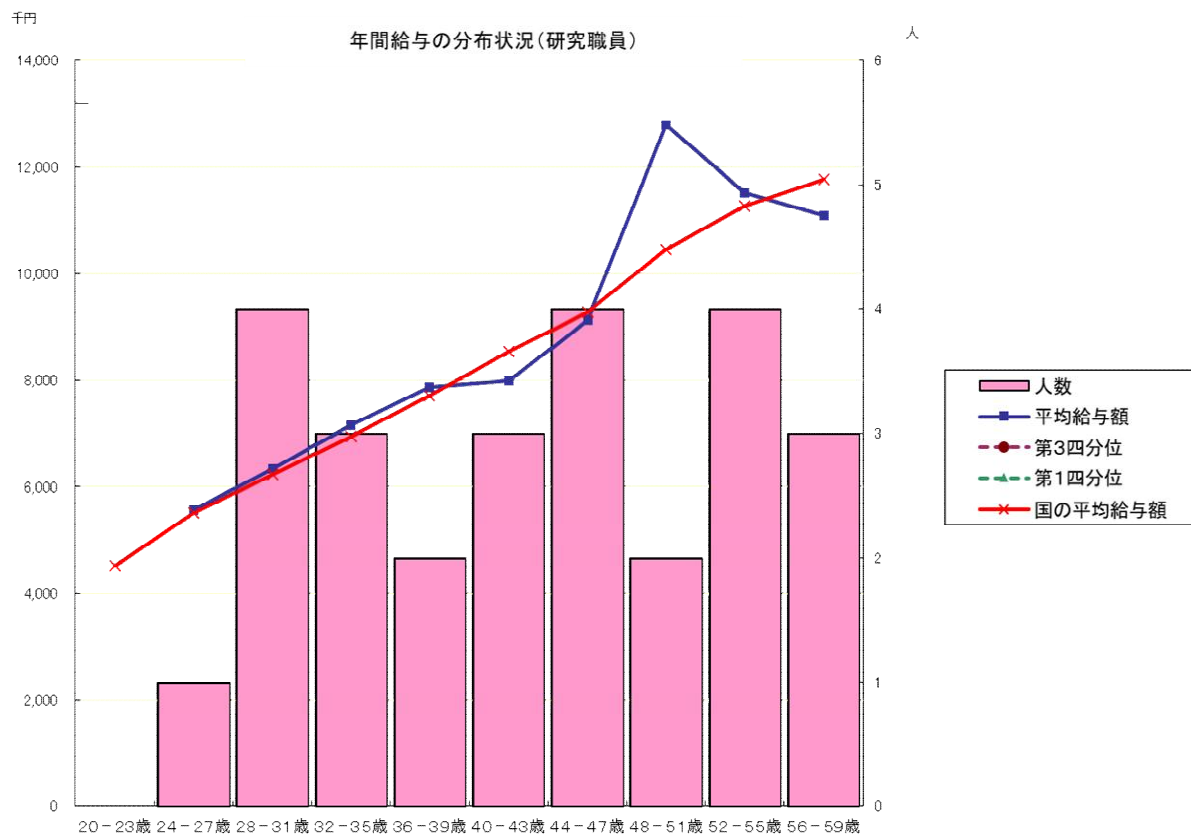
区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 715	歳 35.6	千円 6,343	千円 4,752	千円 146	千円 1,591
事務・技術	人 687	歳 35.2	千円 6,227	千円 4,668	千円 146	千円 1,559
研究職種	人 28	歳 44.8	千円 9,179	千円 6,815	千円 151	千円 2,364
非常勤職員	人 212	歳 61.3	千円 4,840	千円 3,616	千円 131	千円 1,224
事務・技術	人 199	歳 61.4	千円 4,789	千円 3,578	千円 130	千円 1,211
研究職種	人 13	歳 60	千円 5,617	千円 4,190	千円 160	千円 1,427

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を除く。
注2:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:②の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。



注1:全ての年齢階層において該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1四分位及び第3四分位については表示していない。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
本部部長	4	54.3	12,917	－
本部課長	6	51.0	10,042	12,082 ～ 7,591
本部課長補佐	12	48.2	9,114	10,808 ～ 7,648
本部係長	28	35.0	6,409	7,634 ～ 5,030
本部係員	2	－	－	－
地方課長補佐	14	41.2	6,865	8,225 ～ 5,261
地方係長	15	39.2	7,141	10,603 ～ 4,929
地方係員	173	24.8	4,421	5,695 ～ 3,569
地方機関部長	5	57.3	10,083	10,711 ～ 9,542
地方機関所長・課長	73	51.4	8,743	10,779 ～ 5,750
上席・首席自動車検査官	109	43.4	6,870	8,285 ～ 5,655
自動車検査官	202	29.9	5,254	6,958 ～ 4,067
審議役	1	－	－	－
先任自動車認証審査官	3	50.2	9,018	－
自動車認証審査官	40	38.7	6,360	8,419～ 4,810

注1:本部部長及び先任自動車審査官の該当者は4名以下のため、年間給与額の最高～最低は記載していない。

注2:本部係員及び審議役の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額については記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
	人	歳	千円	千円
本部主任研究員	12	42.4	8,412	9,954 ～ 7,142
本部研究員	6	30.7	6,272	6,717 ～ 5,576
主幹研究員	3	53.8	13,659	－
上席研究員	7	57.1	10,463	12,755 ～ 7,817

注:主幹研究員の該当者は4名以下のため、年間給与額の最高～最低は記載していない。

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 53.8	% 53.4	% 53.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 46.2	% 46.6	% 46.4
	最高～最低	% 58.9 ～ 41.6	% 58.1 ～ 39.8	% 56.3 ～ 41.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 54.6	% 54.6	% 54.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.4	% 45.4	% 45.4
	最高～最低	% 53.2 ～ 32.4	% 50.2 ～ 39.9	% 50.9 ～ 37.4

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 52.5	% 52.2	% 52.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 47.5	% 47.8	% 47.6
	最高～最低	% 54.0 ～ 42.9	% 55.5 ～ 42.9	% 54.8 ～ 42.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.8	% 61.8	% 61.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.2	% 38.2	% 38.2
	最高～最低	% 44.7 ～ 0	% 44.7 ～ 0	% 44.7 ～ 0

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 99. 1 ・年齢・地域勘案 103. 4 ・年齢・学歴勘案 100. 3 ・年齢・地域・学歴勘案 104. 3
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	当法人の俸給、諸手当等の給与体系は国家公務員と同等である。地域・学歴を勘案した場合に国の水準と誤差が生じる要因としては、人事異動による異動保障(地域手当)の支給額が多かったことによるものである。 【異動保障受給者の割合】(国) 15.3% (法人) 31.8%
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】13.5% (国からの財政支出額 4,007百万円、支出予算の総額29,643万円:令和7年度予算) 【累積欠損額】 0円(令和7年度決算) 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】 29.2% (支出総額 28,332百万円、給与・報酬等支給総額 8,268百万円:令和7年度決算) 【管理職の割合】 14.3%(常勤職員数1,030名中147名)(令和8年3月現在) 【大卒以上の高学歴者の割合】 35.7%(常勤職員数1,030名中368名)(令和8年3月現在) (法人の検証結果) 当法人は、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行うほか、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国が行う自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等を行っている。その報酬水準についてはⅡ-1-①で記載したとおり、国家公務員の給与水準を考慮しているが、2の結果は①の考え方を踏まえて国家公務員の給与水準に則した給与実績となっており妥当である。 (主務大臣の検証結果) 当該法人は、自動車が道路運送車両法第46条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の輸送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的としている。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①に示された役員報酬水準の考え方は国家公務員の給与及び民間企業の報酬基準を踏まえて定められており、適当である。また、Ⅱ-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。
講ずる措置	引き続き、国に準じて適切な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 101. 2 ・年齢・地域勘案 98. 8 ・年齢・学歴勘案 101. 0 ・年齢・地域・学歴勘案 98. 7
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	当法人の俸給、諸手当等の給与体系は国家公務員と同等である。 学歴を勘案した場合に国の水準と誤差が生じる要因としては、当法人の研究職の学歴が、大卒者の占める割合が多かったことによるものである。 【大卒者の割合】(国) 98.3% (法人) 100.0%
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】13.5% (国からの財政支出額 4,007百万円、支出予算の総額29,643万円:令和7年度予算) 【累積欠損額】0円(令和7年度決算) 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】29.2% (支出総額 28,332百万円、給与・報酬等支給総額 8,268百万円:令和7年度決算) 【管理職の割合】18.9%(常勤職員数37名中7名)(令和8年3月現在) 【大卒以上の高学歴者の割合】97.3%(常勤職員数37名中36名)(令和8年3月現在) (法人の検証結果) 当法人は、自動車の保安基準適合審査、リコール技術検証、登録基準の適合性審査に係る確認調査等の業務を行うほか、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国が行う自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等を行っている。その報酬水準についてはⅡ-1-①で記載したとおり、国家公務員の給与水準を考慮しているが、2の結果は①の考え方を踏まえて国家公務員の給与水準に則した給与実績となっており妥当である。 (主務大臣の検証結果) 当該法人の研究職員の業務目的は、運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることである。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①に示された役員報酬水準の考え方は、国家公務員の給与を踏まえて定められており、妥当である。 また、Ⅱ-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は妥当である。
講ずる措置	引き続き、国に準じて適切な給与水準の維持が図られるよう取り組む。

4 モデル給与

- ・22歳(大卒初任給)
月額 232,000円 年間給与額 3,862,800円
 - ・35歳(本部係長)
月額 386,580円 年間給与額 6,431,228円
 - ・50歳(本部課長)
月額 635,700円 年間給与額 10,320,332円
- ※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(子1人につき13,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

- 昇給、勤勉手当の支給に際して、職員の勤務実績を考慮することとしており、研究職員については、前年度の業務実績評価結果に基づき、実績手当を支給することとしており、引き続き実施していく。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,000,590	千円 7,132,725	千円 7,410,092	千円 7,939,885	千円 8,267,621
退職手当支給額 (B)	千円 192,239	千円 87,637	千円 125,706	千円 94,867	千円 127,848
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,076,819	千円 1,270,842	千円 1,487,106	千円 1,934,669	千円 2,294,660
福利厚生費 (D)	千円 1,144,078	千円 1,200,493	千円 1,260,669	千円 1,425,373	千円 1,547,278
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 9,413,726	千円 9,691,697	千円 10,283,573	千円 11,393,473	千円 12,237,406

注: 中期目標期間の開始年度分から当年度分まで記載している。

総人件費について参考となる事項

- (1) 給与、報酬等支給総額の対前年度比 104.1%
 役職員への賞与のうち、運営費交付金により財源措置されるものについては、H30年度まで引当金を計上していなかったが、独立行政法人会計基準等の改訂により、R1年度より賞与支給見込額のうち、R1年度に負担すべき金額を賞与引当金として計上すると共に、賞与引当金見返として計上している。
- (2) 最広義人件費の対前年度比 107.4%
- (3) 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年4月1日から以下の措置を講ずることとした。
 役職員の退職手当について、調整率を100分の83.7に引下げた。
 なお、労働組合と協議した結果、措置の開始時期は国家公務員に係る措置時期(平成30年1月1日)と異なる扱いとした。

Ⅳ 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

職員は、60歳に達した日後の最初の4月以降において、一般職俸給表から指導職俸給表の適用を受けることとなり、管理職から非管理職に移行する。また、定年(62歳)に達したときは、3月末に退職することとしている。

Ⅴ その他

特になし。